

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保
施策の方向10	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援 ★
具体的な取組み	(40)国際基準であるHACCP導入支援 HACCPの概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入、自主検査の実施、記録の作成・保存等に関し、事業者に対して必要な助言等を行い、HACCP導入を推進します。
①概要	(業務衛生課) 国のHACCP制度(総合衛生管理製造過程、対米・対EU輸出水産食品加工施設)の導入等、自主衛生管理の向上を検討している事業者からの相談に応じ、技術的な助言等を行う。 (漁政課) 愛育フィッシュ輸出促進共同企業体(通称:オレンジウェーブ)加盟企業の対EU・HACCP導入に関する取組について、当該HACCP導入に必要な各種手続きを指導するコンサルタントの派遣など、ソフト面での支援を行う。
②推進指標	—
③用語解説	《国のHACCP制度》 ・総合衛生管理製造過程:食品衛生法に規定。牛乳や肉肉製品等、特定製品の製造過程が承認対象。 ・対米・対EU輸出水産食品加工施設:アメリカやEUへ水産食品を輸出する施設は、HACCPによる管理を行うことが条件となっており、これを認定する制度。
【平成27年度事業実施状況】	●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) ・国のHACCP制度を導入している事業者が作成したHACCPプランの妥当性を判断し、必要な助言、現地指導を行うとともに、国と連携して監視を行った。 〔県内施設数(松山市保健所管内を除く。)] 総合衛生管理製造過程承認施設 4施設 対米輸出水産食品取扱認定施設 9施設 対EU輸出水産食品取扱認定施設 1施設 ・HACCPの導入を検討している食品製造施設からの相談に応じ、必要な助言を行った。 ●EU向け水産物輸出拡大支援事業(漁政課) ・EU向けの水産物輸出を拡大するため、対EU・HACCP認定取得をコンサルティングの派遣を行い、施設の評価と併せて、認定に向けた手続きや手順等ととりまとめた参考資料を加盟企業に配布した。
【平成27年度取組みの評価】	(業務衛生課) 国のHACCP制度を導入している施設に対し、国と連携して助言・指導を行い、事業者の自主衛生管理の推進に寄与した。 今後も監視指導を徹底するとともに、職員の指導力を高めて自主衛生管理に関する助言等を行い、事業者の自主衛生管理体制の構築を支援していく。 (漁政課) 加盟企業の加工施設は、既に対米や民間HACCP等の認定を受けており、対米向け輸出が好調なこともあり、現状では、対EU・HACCP導入に向けて取組む企業は少ないが、今後も引き続き必要に応じてソフト面の支援を行う。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保																								
施策の方向10	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援 ★																								
具体的な取組み	(41)輸出食品に関する検査、衛生証明の実施 県検査機関において輸出水産食品に係る事業者の自主検査を受託して実施するとともに、県保健所において衛生証明書を発行することにより、県内水産物の安全性確保はもとより、県内事業者が迅速に輸出できるように支援します。																								
①概要	(業務衛生課) 衛生環境研究所において、輸出水産食品の衛生証明書の発行要件となる自主検査を、事業者から受託して実施する。 県保健所において、輸出水産食品に係る衛生証明書を、事業者からの求めに応じて発行する。																								
②推進指標	【輸出食品の自主検査受託件数】 件数増により支援活動の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>80件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>69件</td> <td>100件</td> <td>114件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標			—	—	—	—	80件	実績	69件	100件	114件				
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標			—	—	—	—	80件																		
実績	69件	100件	114件																						
	【輸出食品に係る衛生証明書発行件数】 件数増により支援活動の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>273件</td> <td>287件</td> <td>362件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標			—	—	—	—	300件	実績	273件	287件	362件				
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標			—	—	—	—	300件																		
実績	273件	287件	362件																						
③用語解説	—																								
【平成27年度事業実施状況】	●衛生試験検査事業費(業務衛生課) ・衛生環境研究所で、輸出水産食品に係る自主検査を事業者から受託して実施した。 〔27年度受託件数〕 中国向け 50件、EU向け 24件、韓国向け 40件 計114件 ●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課) ・県保健所において、輸出水産食品に係る衛生証明書を、事業者からの求めに応じて発行した。 〔27年度発行件数〕 中国向け 236件、EU向け 98件、ベトナム向け 27件、イスラエル向け 1件 計362件																								
【平成27年度取組みの評価】	(業務衛生課) 自主検査を受託するとともに、政府間協議により相手国から添付を求められている衛生証明書を速やかに発行することにより、県内事業者の負担軽減と、県内水産物の安全の確保、迅速な輸出促進に寄与することができた。 また、政府間協議に基づく証明書様式等の取り決めがない場合であっても、事業者からの求めに応じて、保健所が衛生証明書の発行に柔軟に対応した。 今後も、関係部局と連携して、県内水産物の安全確保を図り、県内事業者が迅速に輸出できるように協力していく。																								

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保																								
施策の方向10	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援 ★																								
具体的な取組み	(42)輸出農産物に対する残留農薬検査の実施 輸出相手国の残留農薬基準に適合した農産物の輸出促進を図るため、必要に応じて県が残留農薬検査を実施します。																								
①概要	(農産園芸課) 台湾へのかんきつ等の輸出促進に資するため、当該国の残留農薬基準に則した自主検査を実施する。																								
②推進指標	【輸出農産物の残留農薬検査件数】 検査件数の維持により、安全性の確保状況の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>21件</td> <td>24件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	—	—	—	—	—	20件	実績	—	21件	24件				
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	—	—	—	—	—	20件																		
実績	—	21件	24件																						
③用語解説	—																								

【平成27年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課) ・台湾の残留農薬基準に適合させるため、かんきつ等の輸出前に農林水産研究所において残留農薬の自主検査を行った。 [分析対象農産物・検査件数] 河内晩柑・4件、温州みかん・11件、愛媛果試第28号・6件、不知火・3件
【平成27年度取組みの評価】 (農産園芸課)	自主検査の結果、国内の残留農薬基準には適合しているものの、輸出相手国の残留農薬基準に適合しない成分の検出を確認することができた。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保																								
施策の方向10	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援 ★																								
具体的な取組み	(43)県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査 消費者等に安心して県内産農水産物を購入していただけるよう、生産量の多い品目を中心に計画的な「安全確認検査」を実施します。																								
①概要	(農産園芸課) 県内の生産量等を踏まえ、収穫時期における米・麦、みかん、キウイフルーツ、かき、くり、さといも、生しいたけを対象に放射能に係る検査を行い、本県産農産物の安全性を確認する。 (水産課) 本県主要水産物について、放射性物質の検査を実施し、安全性を確認する。																								
②推進指標	【県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数】 安全確認検査実施要領で定める件数の実施により、安全性確認効果の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>20件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>20件</td> <td>20件</td> <td>20件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	20件	—	—	—	—	20件	実績	20件	20件	20件				
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	20件	—	—	—	—	20件																		
実績	20件	20件	20件																						
【県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数】	安全確認のための検査要領で定める品目数等の実施により、安全性確認効果の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>10件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>10件</td> <td>10件</td> <td>10件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31	目標	—	10件	—	—	—	—	8件	実績	10件	10件	10件				
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31																		
目標	—	10件	—	—	—	—	8件																		
実績	10件	10件	10件																						
③用語解説	—																								

【平成27年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●県産農林水産物放射性物質検査費 (農産園芸課) 平成27年度は、米2点、麦1点、くり1点、さといも1点、キウイフルーツ1点、かき1点、生しいたけ1点、みかん12点の合計20点を農林水産研究所で分析した結果、放射性セシウムは検出されなかった。なお、検査結果については、県のホームページでも公開している。 (水産課) 本県主要水産物について、簡易放射線測定器(簡易スペクトロメータ)による検査を実施した結果、放射性セシウムは検出されなかった。
【平成27年度取組みの評価】 (農産園芸課)	「県内産農産物の放射性物質安全確認検査実施要領」に基づき、20点の放射能に係る検査を行い、農産物の安全性を確認するとともに、ホームページで公開することにより、消費者の不安払拭と風評被害防止に対応した。 (水産課) 「安全確認のための県産水産物放射性物質検査要領」に基づく主要水産物10点の放射能に係る検査を行い、水産物の安全性を確認するとともに、ホームページで公開することにより、消費者の不安払拭と風評被害防止に対応した。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保									
施策の方向H1	輸入食品の安全確保の充実 ★									
具体的な取組み	(44)輸入食品の監視指導及び収去検査の実施 県内に流通する輸入食品について、監視指導を行うとともに計画的に収去検査を実施します。また、輸入時対策を担当する国と日頃から情報共有に努めるとともに、検疫所における監視指導体制の強化等について要望します。									
①概要	県内に流通する輸入食品について、残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え作物の混入等の収去検査を実施するとともに、適切な表示の記載状況を監視する。									
②推進指標	【輸入食品の収去検査実施検体数】 検体数維持により安全性確認状況の指標となる。									
	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31		
	目標			—	—	—	—	—	125件	
	実績	125件	123件	125件						
③用語解説	—									

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保									
施策の方向H1	輸入食品の安全確保の充実 ★									
具体的な取組み	(45)輸入食品の検査体制の整備 県検査機関において、輸入食品に係る事業者の自主検査を受託して実施します。									
①概要	食品の安全性を確保し、食品等の貿易貨物の輸入促進を図るため、衛生環境研究所において、食品の検査体制を整備しており、輸入事業者の行うべき自主検査を受託して実施する。									
②推進指標	【輸入食品の自主検査受託件数】 検数維持により安全性確認状況の指標となる。									
	年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	H31		
	目標			—	—	—	—	—	95件	
	実績	95件	78件	67件						
③用語解説	—									

【平成27年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) ●食品等検査費(薬務衛生課) ●食品衛生法に基づき、県内に流通する輸入食品について、計画的に、残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え作物の混入等の収去検査を実施した。 ●27年度輸入食品等収去検査件数:125件、うち違反件数0件 ●植物くん蒸所管理運営費(産業政策課) <p>27年度輸入食品等収去検査の結果、当くん蒸所において、くん蒸作業が必要となった輸入植物はなかったが、病害虫等が発見された場合に速やかにくん蒸作業を実施できるよう、適切に施設を維持管理した。</p>									
【平成27年度取組みの評価】 (薬務衛生課)	<p>商品の季節的な需給動向等を勘案した年間計画により販売店から輸入食品を収去し、安全性を確保した結果、27年度は輸入食品の違反は確認されなかった。</p> <p>今後も、これらの取組みを継続することにより、県内に流通する輸入食品の安全確保に努める。(産業政策課)</p> <p>くん蒸処理に円滑に対応できるように保守点検業務の丹念な精査や植物防疫所等からの情報収集を実施するなど、良好な管理運営体制を築けている。なお、くん蒸所については、近年の利用がほとんどなく、関連業者等への確認の結果、今後の利用も見込めないことから、平成27年度末をもって廃止した。</p>									

【平成27年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●輸入食品検査体制整備事業費(薬務衛生課) ●輸入食品に係る自主検査が円滑に行えるよう、衛生環境研究所において、輸入事業者の行うべき自主検査を検体採取を含めて受託して実施した。 ●輸入食品等検査受付状況 ●検査検体数:67件、検査項目数:164件 ●主な輸入国:タイ、中国、ベトナム ほか ●主な貨物:魚介乾製品、野菜・果実加工品 など 									
【平成27年度取組みの評価】 (薬務衛生課)	<p>食品等を輸入する際の検査を行うことのできる民間の登録検査機関のない本県において、衛生環境研究所で検査体制を維持することにより、輸入事業者の利便性と食品の安全性を確保することができた。</p>									